

京都市告示第 466 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 2 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区 間 | 旧 新 別 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|---------------|--------------------|-------------|----------------|----------------------|
| 河原町十条観 月橋線 | 南区東九条柳下町66番地の1地先から | 旧 | メートル 380.00 | メートル 4.85 ~ 11.50 |
| | 伏見区深草相深町18番地の8地先まで | 新 | 380.00 | 22.38 ~ 32.32 |
| 福稲経11号線 | 東山区福稲川原町6番地地先内 | 旧 | 36.00 | 4.20 ~ 6.10 |
| | | 新 | 17.40 | 6.10 ~ 8.60 |

(建設局土木管理部道路明示課)